

お知らせ（器） 006

平成28年9月21日

特定器材マスターの改定について

今般、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成28年10月1日であることから、平成28年9月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

平成28年9月21日付け厚生労働省告示第346号に基づく材料価格の変更（変更区分「5」：3コード）

平成28年10月1日適用

特定器材 コード	特定器材名	金額	
		変更後	変更前
710010176	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上JIS適合品）	1,206	1,400
710010177	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金板状（金12%以上JIS適合品）	1,096	1,231
710010180	歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上JIS適合品）	2,366	2,525